

つちはし事務所通信

2

February
2022



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2022年2月1日

重要! 要確認

新型コロナウイルス感染症により小学校などが休業になった場合の助成金や給付金について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により小学校等が臨時休業等になることで、子どもの世話のために会社を休まざるを得ない従業員さんが増えています。この場合に対象となる助成金や給付金をあらためてお知らせします。



① 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

一定の理由によりこどもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業所が利用できます。

<対象者>

令和3年8月1日～令和4年3月31日の間に、以下のお子様の世話を保護者として行うことが必要となった方

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などを行った小学校など（保育所等を含みます）に通う子ども
- ・新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

助成額

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 × 10/10

休業取得期間	日額上限額	申請期限
令和3年8月1日～10月31日	13,500円	令和3年12月27日必着（終了）
令和3年11月1日～12月31日	13,500円	令和4年2月28日必着
令和4年1月1日～3月31日	令和4年1～2月：11,000円	令和4年5月31日必着
	令和4年3月：9,000円	

② 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

<対象者>

令和3年4月1日～令和4年3月31日の間に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させ、その休業に対する賃金（休業手当）を受け取っていない従業員の方

給付金額の算定

休業前の一日あたり×80%の平均賃金 × (各月の休業期間の日数 - 就労した日数 - 労働者の都合で休んだ日数)

1日当たりの支給額 8,265円 が上限

(令和3年4月は11,000円/令和3年12月までは9,900円が上限)

休業した期間	申請期限
令和3年4月～12月	令和4年3月31日
令和4年1月～3月	令和4年6月30日



★よく似た名称のため間違いやすいのですが、①は事業所が法定の有給休暇以外に特別の有給休暇を取らせる場合に事業所が申請し、②は休業手当を受けられない場合に主に従業員の方が申請するなど違いが多数あります。概要のみをお伝えしておりますので、詳細はつちはし事務所までお問い合わせください。

令和4年4月から段階的にスタート 令和3年の育児・介護休業法等の改正④

令和3年の通常国会で育児・介護休業法等を改正する法律が成立し、段階的に施行されることになっています。今回は、令和4年10月から施行される「育児休業の見直し（分割取得）」と「出生時育児休業の創設」の概要を紹介します。

.....「育児休業の見直し(分割取得)」と「出生時育児休業の創設」の概要.....

育児休業について、分割取得を可能とする改正が行われます。また、出生時育児休業（産後パパ育休）が創設されます。その概要は次のとおりです。

	育児休業		出生時育児休業
	現行	令和4年10月から	令和4年10月から
対象期間等	原則子が1歳 (最長2歳)まで		子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能
申出期限	原則1か月前まで		原則休業の2週間前 (一定の場合、1か月前)まで
分割取得	原則分割不可	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)
休業中の就業	原則就業不可		労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能
1歳以降の延長	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に限定	育休開始日を柔軟化	
1歳以降の再取得	再取得不可	特別な事情がある場合に限り 再取得可能	

★次号以降、育児休業の1歳以降の延長、出生時育児休業の休業中の就業を取り上げます。この改正については、就業規則（育児・介護休業規程）の整備が必要となります。ご質問等があれば、気軽にお声掛けください。

あしがき◆つちはし事務所より

★全国社会保険労務士連合会では、令和4年2月から3月にかけて、「デジタル化」「グローバル」「働き方改革」の3テーマを軸としたオンラインイベント『HR INNOVATIONS 2022』を下記のとおり実施します。いずれもライブ配信及び収録動画配信があり、参加無料。詳細とお申込みは下記URLまで。

<https://www.sr-seminar.com/hrinnovations2022/>

『HR INNOVATIONS 2022』概要

- (1) 2月2日（水）デジタル化イベント「デジタル化が生み出す人事労務戦略イノベーション」
- (2) 2月24日（木）グローバルイベント『「ビジネスと人権」が企業に与えるインパクト』
- (3) 3月4日（金）働き方改革イベント「働き方の革新を通じた『人を大切にする企業』づくり」

★4月から社用車等について、乗車前後におけるアルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認をすることが事業所の義務となります。マイカー等も含め5台以上の自動車を業務に使用していれば、どの事業所も「安全運転管理者」を選任し所轄の警察署に届け出る義務があります。安全運転管理者は安全運転教育をはじめ、毎日の点呼や運転者の適性等の把握、運転日誌の備え付けなど業務は多岐に渡ります。自動車に関する社内の体制ができているか、今一度ご確認を。

